

03

[智場]

<特集：21世紀の法制度>第2回/対談

情報社会と企業法務

デジタル化が生む新たな問題にどのように対処するか

【目次】

	く・も・ん・通・信	1
	<特集> 情報社会と企業法務 大谷和子、林紘一郎	2
	<トピック> デジタル革命の考古学のためのノート(2) 池田信夫	13
	<IECP コロキウムレポート> お客が所有するIPネットワーク 花井靖之	19
<IECP 研究会レポート>	「ワイヤレスインターネット時代の到来とクアルコム戦略」 山田 肇	20
<IECP 読書会レポート>	『デジタルデバイドとは何か』木村忠正著 小林寛三	21
	<GLOCOM Review ダイジェスト>	
(1)	『レポート：光ネットワーク構築へのカナダモデル』土屋大洋、山田肇、アダム・ピーク著 上村圭介	22
(2)	『「ビジネス方法特許」：最近の日米の法環境』青柳武彦著 上村圭介	23
(3)	『第三世代移动通信システム』山田 肇著 土屋大洋	24
<出張報告>	バングラデシュの情報化を阻む政治対立 土屋大洋	25
	インフォメーション	27

2000年度も、たちまち年度末が来てしまいました。“e-Japan戦略”をひっさげて、情報化の推進によいよ本格的に乗り出そうとしている日本ですが、日増しに強まる不況色や政治の混迷の中で、来年度はどのような展開が見られるのか、心配の種は尽きません。

わがGLOCOMは、それでも皆様がたのご指導とご支援のおかげで、昨年度の赤字が一転して、今年度は黒字決算となる見通しがたち、ほっと一息いれています。この勢いで、来年度には経営の基盤をより確固たるものにしたと、決意を新たにしています。情報社会研究の推進、地域情報化への積極的な関与、政策形成のためのプラットフォームやデータベースの構築が、来年度にも引き継がれていくGLOCOMの活動の三本柱ですが、同時に今年度から始めた国際情報発信の方も、さらに内容を充実させ有意義なものにしていきたいと考えています。

先月お知らせした私の本は、『文明の進化と情報化-IT革命の世界史的展望-』という題になって、3月下旬には出版される運びとなりました。この本では、現在進行中の“IT革命”と総称される社会変化を、互いに性格を異にする四つの社会変化の同時並行的な進行と見る観点からの、分析を試みています。その四つとは、村上前所長のいう“スーパー産業化”に対応する(1)第二次産業革命の爛熟と(2)第三次産業革命の突破、および“トランス産業化”に対応する(3)第一次情報革命の突破と、(4)ポスト近代文明(智識文明)の出現です。

日本のIT革命は、これまでもつぱら(1)の側面を中心に進んできました。いわゆる“情報家電”路線や自動車の情報化路線がそれです。ここでは現在でも、日本は世界をリードしているといつてよさそうですが、その反面、新情報通信産業が主導する(2)の側面では、パソコンやインターネットの普及の遅れ、あるいは情報技術の“ビジネス利用”の遅れなど、立ち後れが目立っています。しかし、今度のe-Japan戦略で、ようやくこの側面にも目配りが効くようになってきました。

それに対し、日本だけでなくどの国でも、NGO-NPOやネティズンの台頭に代表される(3)の側面への理解や対応は、著しく不十分です。警戒を強めて抑圧しようとする傾向さえ見えます。そして、(4)の側面については、70年代から80年代にかけて、いささか性急に展開された“ポストモダン論”への反省もあって、体系的な理解や構築のための取り組みはあまり見られないように思われます。もちろんポスト近代文明の出現は、少なくとも100年とか200年という長期間にわたって、近代文明の衰退と並行しつつ徐々に見られる過程でしょうから、慌てても仕方がないのかもしれませんが。

皆様のご高評を賜ることができれば、この上ない幸いに存じます。

公文 俊平

情報社会と企業法務

デジタル化が生む新たな問題にどのように対処するか

大谷和子 (株式会社日本総合研究所法務部長)

林紘一郎 (GLOCOM特別研究員・慶應義塾大学教授)

林 この対談シリーズは「21世紀の法制度」という随分アンビシャスなタイトルを掲げて、分からないなりに、何が問題かということをつめていきたいと思っています。前回分をまとめると、一つの認識は、法はもともと保守的なものなので、変化の多い時代にはなかなかついていけないということ。その次に、世の中は変化しているから、ある程度弾力的に対応していかなければならないということ。しかしながら、法の課題は、保守的な要素があって、あまり前にでていけないということがあり、名和さんから、「法制度の未来予測」という概念の提示がありました。法律の専門家が弾力的な対応をするということが一番いいのですが、前回の鼎談では、3人も自分を法律の非専門家と思っているようで、若干遠慮されているという気もしましたが、しかしあつていところも大いにあります。これからは、専門家と自他ともに認める方をお呼びして対談を行おうと思っています。そんなわけで、最初に、『ITユーザの法律と倫理』という本を名和さんと一緒にお書きになった大谷さんにお越しいただきました。その趣旨は、やはり変化を一番ひしひしと感じるのは企業ではないかということで、企業法務の専門家にお話をお伺いしようということです。

新しい現象、新しいルール

林 まず、大谷さんは、どうして日本情報サービス(現・株)日本総合研究所)にお入りになったのでしょうか。

大谷 在学中は、法社会学をやるうとしておま

したが、あいにく講座がありませんでした。そこで、自主ゼミでマックス・ウェーバーの法社会学を輪読したり、川島武宣先生の『科学としての法律学』などを読みながら、漠然とですが、社会の中で「生ける法」の形成過程について、仮説を立て実証するようなアプローチで法律に関わりたいと思っていました。日本では、法律学といえば実定法の解釈学という面が強いのですが、判例法の国々では、ケースを重ねるごとに新しいルールが形成されていく過程を目の当たりにすることができます。日本では、判例も少ないですから、フィールドワークをしたり、何らかの实地経験を積まないと、ルール形成過程を見ることはまずできないですね。ところが、私が大学を卒業するあたりは、ちょうどグローバリゼーションの走りともいえるべき時期で、個人情報保護法ができた、コンピュータ・プログラムが著作権で保護されたり、通信が自由化されたりと社会が大きく変動しつつあるときでした。それで、新しいルールが生まれていって、他方では古い規範が意味をもたなくなっていくというルール形成のダイナミズムを伝える出版のような仕事をしたかったのですが、出版社からふられてしまいまして。その時に、数年前まで上司だった大野幸夫先生(現新潟大学法学部教授)の面接で、「本を作るのもいいけれど、生ける法の真ただ中に身を投じてみてはどうか」と言われました。「まだ研究者が少ないから、勉強をしっかりとこなかった人にもチャンスがある」とか甘い言葉で説得され、勉強らしい勉強をあまりしてこなかったんですが、既存の法的枠組みでとらえきれない新しい現象に対して、立法政策の観点から

[プロフィール]

大谷和子(おおたに・かずこ)

1987年東北大学法学部卒業、同年日本情報サービス株式会社入社、法務室配属。1990年同社株式会社日本総合研究所に社名変更。1996年法務部長に就任、現在にいたる。新潟大学、関西大学等の非常勤講師や、政府や外郭団体の委員会委員も多数歴任。法とコンピュータ学会理事。

主な著書等：名和小太郎・大谷編著『ITユーザの法律と倫理』共立出版(2001)、高橋和之・松井茂記編『インターネットと法(第4章電子商取引の法律問題)』有斐閣(1999)、「ビジネス方法特許 - ネットワーク社会へのインパクト - 特許研究第30号(2000)ほか。

考えていくという世界であれば、自分なりに法務の仕事ができるかもしれないと思ったのです。

実際、今の仕事をしながら、法規範が新しく形成されるただ中にいると実感することも多くなりました。たとえば、情報産業は、建設業界と対比されることが多いのはよくご承知のことと思います。ソフトウェアを作って、それが仕様どおりに稼動するまでに、大勢の人間が2年なり3年なりにわたって、労働集約型の仕事をするわけです。その取引のルールについてみると、建設業界であれば建設業法があり、行政のかなり厳しい規制や監督があるところを、情報産業では参入規制もありませんし、契約締結ルールについてみても、下請法のような規制もありません。成果物についてどうかといえば、製造物責任の対象にもなりません。だからといって、何を作ってもいいのかというと、そうではなく、民法の基本的な契約法や商法が適用されます。が、ご承知のように、これらは抽象的な規定ですから、効率的で品質のよいソフトウェア製造を促し、利用者の利便性を図るのはもちろんのこと、国際競争力やベンチャー育成などという観点とか、ひいては、情報産業の労働者が夢をもって働けるというような観点から、既存のルールでは不明確なところを補う新たなルールを作っていかなければならないと考えています。そういう意味で、情報サービス産業のガイドラインやモデル契約作りなどのルール形成に積極的に関与し、そこで生まれた標準を勤務先にフィードバックしていくという形で仕事を進めています。

林 それは商売としてやっているわけですか

林 絨一郎(はやし・こういちろう)

1963年東京大学法学部卒業、同年旧電電公社(現NTT)に入社。民営化後、NTTアメリカ社長などを経て、96年退社。現在、慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授、GLOCOM特別研究員。

ら、発注者がいるわけですよね。

大谷 私の部門は、コスト・センターなので、この種の調査研究を受託するわけではなく、自分たちの勉強もかねたボランティア・ベースでやっています。

林 いまのお話で、ソフトウェアというプロダクトは不思議なものだなと思います。製造物責任のことをおっしゃいましたが、私は(ベータ)版というものに関心があって、あれは、法的にいうとどういことになるんでしょうか。つまり、製造物責任を免れるためにあらかじめ利用者に参加を促しているというか、もっと悪く言えば、もともと自分が完全なデバッグができないので、共同参加型で頼んでいるという機能としてはそういうことでしょうか。

大谷 そうですね。版もそうですし、オープンソースといわれているものも正にそういう世界ですね。ソフトウェアというのは、ハードもどんどん進化していくし、ネットワーク接続とか、インターフェースの面でも周りの環境が変わっていく中でも、円滑に作動し続けなければならないわけですから、「生きているプロダクト」という把え方をせざるをえないと思います。ハードウェアは作ってしまえば、あとは老朽化していくだけですが、ソフトウェアは劣化することは基本的にないわけです。周りの環境に適合しながら変えていかざるをえないという性質も持っているため、版とかオープンソースによって、多くの人の智恵を集めながら、その時点、その時点で最適なスタイルを選択できるような手法で開発してい

くというのは、効率的でいいことだろうと思っています。責任の所在があいまいになるというのはご指摘の通りですが。

林 何かに体化しないと、権利の対象物やその属性を明確にすることはできません。その中にこのようなデジタル的なものが入ってきたというのが、いまの問題だと思います。何かを援用して解釈できるのか、それとも別の体系を作らなければならないのかというと、そろそろ別立ての体系が必要とされているような気がしているのですが、これを数人の智慧で生み出すというのは、なかなかできることではないですね。たぶん日本総研はそのリーダーの一つと目されていると思うんですが。

大谷 現時点では、無体物の財産的な価値にだけ着目した様々な制度がありますね。それが、著作権法や特許法や無体財産権法です。これらの法律も、無体物の財産的価値は、本やCDという有体物に化体されて流通することで生み出されるという考え方を発想の原点として持っているために、不都合が出てきているということをおっしゃっているわけですね。私も同感です。

しかし、他方で、無体物(情報)の財産的価値以外の面についてもみていかねばならないと感じています。つまり、工業生産物(プロダクト)としての扱え方が必要だということです。たとえば、コンピュータ・プログラムについて見てみますと、その設計上または製造上の欠陥で、何かの誤動作をすれば、人身に危害をもたらす危険すらあるという点でも、一般の製造物と同じ性質を持っているといえます。しかし、プログラムの「情報」という側面だけを見ると、料理のレシピと同じなんです。間違っただけのレシピどおりに調理したら、とてもマズイ代物ができるということと区別できない以上、現在の製造物責任法では対象外とされているわけですよ。けれども、工業生産物として公共社会で使われることによって、その影響度は、誤ったレシピとは比べられないほど計り知れないものになっています。西暦2000年問題がまさしくそうでしたよね。しかし、既存の法体系の

中で考えると、本に書かれているただの情報で人間が解釈して適用するようなものであってもものによっては、自殺指南の本のように、社会的に大きな影響を及ぼす可能性があるものがありますので、境界線がはっきりしていないのが現状です。こういう問題についての法律学の立場には2通りあります。一つは、どこで線を引くかはさておき、どこかで線を引かねばならないという考え方です。もう一つは、線は引かずにおいて、行為の結果に応じて、具体的な利益衡量的な判断を優先させるという考え方です。通常は、境界線が曖昧な領域については、できるだけ線は引かずにおこうとするでしょうね。残念ながら、その結果、行為者にとっては、予測可能性が低くなります。不法行為理論について考えてみると、結果を回避する義務があり、それが可能でありながら、回避しないことは、違法性があると考えられるのですが、肝心の結果回避義務の存否については曖昧なままになっている問題が多いと思います。

林 なるほど。大谷さんに教えていただいたと思うんですが、法務省が5年ぐらしかけて無形財の扱いを法的にどうするかという検討をするんですね。

大谷 とくに犯罪関係ですね。

林 最初に問題になるのは不法行為よりは犯罪関係かもしれませんね。

大谷 情報窃盗が発端になったのではないかという気がします。しかし、難しいですね。鍵のかかった引き出しに入っている本を読んでも誰もだめとは言わないけれど、アクセス制限のあるコンピュータ・サイトに入っている有償のコンテンツを無償で盗み見したらまずいということについて、整合性のとれた説明をするために時間をかけなければなりませんね。現状では、一般企業の社員が個人情報のデータを持ち出しても、紙を持ち出していない場合は窃盗にはなりませんよね。立場によっては、横領、背任や贈収賄になるんですが、どうも直接的じ

やない。行為を正面からとらえるためには、どうすればいいんでしょう。

林 窃盗とか強盗のところは、電気窃盗を規定したことによって電気は有体物と見なすというのですが、逆の解釈をすれば、それ以外のものは見なさないんだなということになりますよね。

大谷 そうですね。犯罪捜査との関係でも、ISP自身の考え方が社会の方向性に影響すると感じています。法執行機関と産業界とがログ保存や通信のリアルタイム追跡の協力などについて、対話の機会をもとうということで、去年はG8の国々から法執行機関と産業界が参加して、パリとベルリンで会合が開かれ、今年の5月には東京でももたれることとなっています。これからのネット社会の揺籃期において、犯罪捜査を目的とする制度だけが先行して整備されれば、その内容次第では、一般の市民にとってもプライバシーや表現に対するリスクになり得ることを認識してもらえればよいのですが。欧州評議会のサイバー犯罪条約がほぼ合意されていて、日本もどうやら参加するようですから、広く議論をしていかなければなりませんね。

林 だから情報窃盗というのは、解釈論ではなかなかできないでしょうね。

大谷 それはできないでしょうね。刑事法は、構成要件を厳格に解するのが大原則ですから。前号の鼎談でもテレホンカードの有価証券性という話が出ていたようですが、たいていの場合、新しい技術を使って犯罪、財産的な価値を奪うことをしても犯罪にはならないですよ。

林 すると世間常識からすると、法律は著しく変だなという感じになってきますよね。

大谷 そのぎくしゃく具合が、重い腰をあげざるを得ないような状況にさせたのですね。ただ、本の立ち見なら許されるが、有償のインターネット・サイ

トに入っているものを覗き見すれば窃盗になるといってよいのかということまで細かく突き詰めて、旧来の法律の体系とに対して変な接ぎ木状態にならないようにうまくやるためには、やはり15年程度の期間がかかると思えば、それは、当然ではないかと思えます。

林 片方で、当然だと思うけれど、世の中にはいろいろなケースが出てきますよね。とくにそういった一般論をどうするかに時間がかかるのは分かりませんが、情報財の一番強い権利を設定した特許とか著作権といった無体財産のコアになっているところが、今、大揺れではないかという気がします。そういうものの権利を守ってあげることが、情報の財価を生み出すインセンティブになりますから。また、財産的リターンもそれに伴って出てくるのでインセンティブになると思うのですが、一方で、あまり強く守ってしまうと、みんなですぐ利用度が上がるという方を押さえ込む要素もありますね。今の音楽の配信とかそういうところで起きている問題は、ひょっとしたらどっちに行くか分からないなという感じがしています。

先ほどおっしゃったフリーソフトみたいな考え方の人と、従来の著作権保護みたいな考え方の方は、これはなかなか妥協できない感じですね。

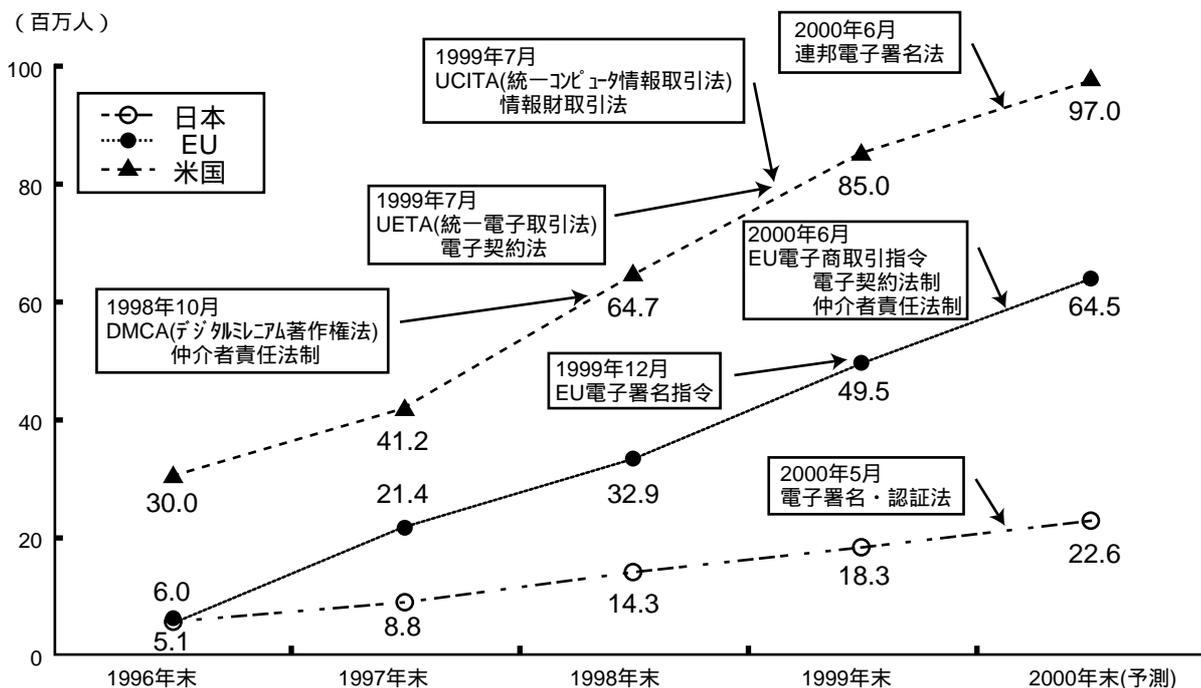
大谷 そうですね。

林 私なんかは、その妥協できないのを妥協させる案を考えようという墮落した・・・しかし、こうするしかないかなというのを考えているんですけど。

ISPの責任問題

林 あまり抽象論をしても仕方がないので、むしろ今お仕事の上で、先ほどお話があった下請法のことをどうするかということを含め、電子商取引といわれている世界の中で、よその活動に参加されたりよそから頼まれて調査をしたりあるいはご自分の関心で何か検討されているアイテムというのをランダムに話題にさせていただけますか。

インターネット人口の推移と主な法整備



大谷 昨年の5月に電子署名・認証法が制定され、書面の電子化法など法制度がどんどんできあがってしまってきたので、ある程度道筋がついてしまった感じがあります。個人的には、制度設計の柔軟い段階が面白かったのですが、日本の民事訴訟制度との関係では、この法律が制定されなくとも、電子署名のなされた電磁的記録について、それが電子的なものであるというだけで証拠力を否定されることはなかったのはよく知られているところです。しかし、立証負担がどの程度のものになるか予測がつかないこともあって、予測可能性を高めて電子化を一気に推し進めたい産業界の要望で作られたものです。かといって、現実には、日本ばかりではありませんが、施行前ということもあって、電子署名・認証が本格的にはまだ利用されていないですね。この種の法律は、産業政策として制定されたものですから、もう少しプロモーションがあってもよかったかもしれません。米国の連邦電子署名法にクリントン大統領が電子署名で調印したような感じでしょうか。

林 通産省の答申にこんな資料(情報経済部会答申の解説)がありました。(上図)

大谷 インターネット人口が増えていくに従って、法整備が進められてきたというのを国別にみた流れですね。面白い資料ですね。

林 何に一番ご関心がありますか。というか、ありましたか。

大谷 関心があったのは、ISP(Internet Service Provider)の問題ですね。常に責任問題が気になっているところです。

林 その点は、私もぜひご質問したかったところです。前回、名和さんにもお話したんですが、『ITユーザーの法律と倫理』の中で、仲介者のところに絡む問題にページを費やしておられるような気がして、一面でそうなるなという感じはするのですが、そのあたりいかがですか。

大谷 一口に仲介者といっても多様であるにもかかわらず、仲介者のところで押さえるのが効率的であるというだけの理由で、一律にintermediary(仲介者)の責任として押しつけるのはおかしいというのが出発点だったんですね。実際に、98年のアメリカのデジタル・ミレニアム・コピーライト法(Digital Millenium Copyright Act:DMCA)も、たとえばホスティングサービス、キャッシングサービスというふうに、類型に応じて責任の取り方や義務の内容が変わってくる。EUの電子商取引指令もまったく同じ考え方ですね。1995年の米国のホワイトペーパー¹などでは、寄与侵害や代位責任といった伝統的な仲介者責任の理論があることから、伝統的な理論の延長線上で解決できるだろうという安易な考え方だったところ、もう少し細かい見方ができるというようになり、最近では、自由な情報流通を促進させるために、むしろ仲介者には基本的には責任を負わせるべきではないというふうに変わっているわけです。ただし、ナプスター事件の控訴審判決を見てもそうですが、仲介者責任を認めたほうが簡単そうだということで、さらに著作権については仲介者の行為そのものが著作権侵害になりうる場合があるだろうということで、日本の場合は、名誉毀損とか誹謗中傷とかという事態が起きた場合とは少し違うアプローチをしようなどと考えていたよね。果たしてそれでいいのかというのは依然として残っていると思います。

あとは、たとえば「風俗営業の適正化法(風適法)」も、最初は仲介者責任を全面的に押し出してきたんですね。しかし、それ以前に情報発信者の問題だという方向を確認することができました。また、ポルノ専用サイトの中で、ただのポルノではなくいわゆる猥褻物を扱っていた場合には誰の責任なのかと。警察としてはやはり、仲介者であるISPがチェックして外に出ないようにする義務があるというのが最初の考え方だったんですね。でも、ISPの責任というのはそれについては努力義務で収まったわけです。

これからは、法律に規定されていなくても、「ノーアクションレター制度」が有効に機能するだろうと

期待を寄せています。質問レターを受け取った行政府は、こういう行動をとったらそれは違法なのか、それとも規制にひっかかるのかどうかを期限内に回答することになり、返事がなければ「ノーアクション」、つまり規制しないという意味になります。この制度をうまく機能させるには、官庁のほうもかなりの人材が必要ですし、民間としても適切な質問を投げかけないと後日困ることになります。

林 私はNTTの出身なので、あの問題はだいぶ注目してしまっていて、おっしゃるとおり、最初の案だとこれはえらいことになるなと。商売上えらいことになるという問題もありますが、その陰には言論の自由というもっと大きな相克の問題があるわけで、日本人はそのへんがどうも感覚が鈍いように感じるんですね。

アメリカは、修正1条³に書いてあるということもあっていろいろな憲法裁判があるし、訴訟を起こす側も相当のレベルの人が常に監視しているという状態になっている。ACLU(American Civil Liberties Union)の会長のナディーン・ストローセンを呼んで、私がパネルの司会をしたときの印象などみると、アメリカというのはすごいなと感じましたね。あのような団体が自主的に活動をチェックして憲法裁判もっていったって勝ってしまうという、そういう機能が働いているなという印象をもちました。

それに対して日本では、そういうことに熱心な市民団体や個人もおられると思いますが、裁判所が憲法裁判をお好きでないということもあると思いますし、世間一般、あるいはメディアの方も、あまりそのへんはセンシティブに論じられていないという心配がありました。昨今は、個人情報保護のことでメディアが自分の問題だと考えるようになったので、少しは変わってくるかと思いますが。

そういう目で見ると、さきほどお話に出たアメリカのDMCAは、アメリカの法律にしてはずいぶん細かな点まで書いたなと思います。つまり、こうすれば免責とか、指摘があったら掲載者に通知しますとか、掲載者が反論したらどうしますとか。そのようなことは、通常、アメリカだったら裁判や手続き、契約

に任せるとかということじゃないかと思うのですが、あんなに細かく書いたということは、そこを担保しなければ責任の分解点が明確にならないということではないかと思います。

大谷 私は、逆にあれもアメリカらしい、due Process⁴を重視する考え方で、一定の手続きをとってさえいれば、どちらにボールがあるのか明確になるわけですよね。あとからの検証が可能な状態で、それによって責任を文字通り分けてしまう。つまり、実質的な責任の所在を云々するよりは、形式的に判断しやすい形に落とし込むというのはアメリカらしいまいりかたです。日本のノティス&テイクダウン⁵の考え方は、少し修正して、普遍的にやりやすい方法だと認識されてきたので、今国会での情報流通適正化法(ISP法)で明確にされると思います。IT立法の目玉にするらしいので、そういう意味でちょっと目が離せないところですね。

林 私は最初、著作権の問題からISPとか通信事業者の責任の問題に入りました。と説明すればいかにも学者っぽい説明なのですが、本当は逆なんですね。通信と放送が融合したときのメディアの共通法というのを作ろうという壮大なプランを持って、その共通法をつくったときのコモンキャリアの責任とはいったい何か、法律に何を書いておけばいいのかという問題を詰めていくと、内容に対する責任を、従来のようにコンテンツとコンジット(conduit)というのはまったく関係ないんだという二分法で完璧にやることはちょっとできないんじゃないか。どうしても間接的に責任を負う部分を作る、アメリカ的にいえば寄与責任というようなことはあるのではないかということになって検討し始めたんですね。それで田村善之氏(北海道大学大学院法学研究科教授)などがおっしゃっているように、ネットの判決⁶が出たあたりから、今のDMCAにつながるようなかなり明確な部分がでてきたのではないかと思います。

それを考えて、これはなかなかいけるぞと思って今度は名誉毀損を調べ始めたら、パブリッシャーと

ディストリビューターの差はわりとはっきりしていて、その区分もわりと貫かれているのではないかと思います。その上でみると、どうもアメリカ法で意外にはっきりしていないのは猥褻情報のところのような気がしてきました。日本法では猥褻情報の責任は掲載者にあるわけですが、どうもアメリカ法は、それと知りながら掲載した人は責任を負うというのが通信法にあって、これはインターネットが出てきたからできたのではなくて、もっと前の日本でいうダイヤルQ2みたいなものが出てきたときに、さっさと通信法を改正している。そのあたりをアメリカ人はどう考えているのかというのが、いま疑問に思っているところです。

ただ、どうもそこまでいくと宗教的バックグラウンドがないと、その差が分からないような気がしています。とくにアメリカの共和党の右派的発想の人からすれば、より高次の次元として子供の保護などがあるような気がするんですね。日本はそのところがカッコにくられていて見えなくなっていると思う。そこで、今のIT適正化法みたいなかたちで猥褻情報であれ、著作権侵害であれ、名誉毀損であれ、だいたい同じような原則で切れるのかなというのが私の今の感じ。これはもう少し詰めてみないと分かりません。

大谷 そうですね、詰めてみないと分からないところですね。とくに子供の保護が入ってきたときには、ある程度、社会が協力し合うことがどうしても必要になってくる場所なんですね。リアルワールド、たとえばコンビニでは、有害図書は、子供が簡単に見られない奥の方の場所においておくことができますが、同じことが通信の世界でできるかということになると、メディア特性への配慮が必要です。PTAと警察、地域コミュニティが協力して有害図書を管理するというような通常のをそのまま通信の世界にもち込んで、とても実現できることはありません。技術的な面などをもっと調べていかないと、単に既存のフレームワークの適用だけでこの問題を解決していこうというのが、どうも政治の手軽なアプローチの中にはいつてしまっているよう

な気がするので、気をつけなければいけないなと思います。さきほどおっしゃるように、表現の自由ということに直接関わってきてしまうんですね。通信の世界では、情報に鍵をかけることはできてもどこに置くかということがおそらく難しい状況になるわけですから。

林 私はたまたまアメリカに3年ぐらいいたことがあるのですが、帰ってきてみると、日本はリアルワールドのほうめっちゃめっちゃになっているのではないかなという気がするんですね。つまりたばこかビールの自販機の問題を自治体レベルで規制しようという市長がいたときに、国が何もやってくれないから自治体がやるしかないというのが現実ですね。しかもそれに対して、賛成のメールもかなりいっぱいくるけれど、そうでない既得権者の反対の圧力も同様にくるという感じですね。それから、欧米系のエアラインでは、日本の週刊誌は選択してから乗せている。そのこと自体、グローバルスタンダード的にみるとちょっと変わっている。

大谷 確かにそうですね。

林 ですから、リアルワールドをまずきちんとしようというのが私の意見で、バーチャルワールドはその次に取り組むぐらいいろい問題ではないかと思うんですけどね。ただ、この点は前回の討論でもおもしろかったところで、通常は自由主義者の青柳さんが、この問題になるとにわかには規制は必要だという主義になりまして、私はいつもひやかしながら議論しているんです。GLOCOMにはそういう意見の違う人がいっぱいいるところがいいんだというのが、どうやら暫定的結論のようですね。

大谷 ISPの責任については、アメリカでは市民団体が表現の自由についてもしっかり意識しているというお話がありました。日本ではそれが乏しいので、事業者が自分たちの利益を主張するような形ででもがんばらないと、けっこう気概をもってというか、事業者の法務担当者同士では、ここで止

めないと全部いってしまうという意識が強かったですね。通信傍受法に対する社会の反応などを見ていると、「表現の自由」を保護するため、通信の秘密へのリスクに対する鋭敏さが足りないのではないかと感じるがありました。

話は戻りますが、責任問題については、当事者間の紛争処理を円滑に行うためのフレームワークが必要と考えているのですが、こと児童ポルノに関しては、ちょっと違ったアプローチができないかなと個人的には考えています。児童の性的搾取の結果としての児童ポルノというものはふつうのポルノと違う面がありとくに、被害者が途上国の子どもであることも多く、当事者間の解決がそもそも難しいものです。それについても、他の問題と同じように、ISPが仲介者責任を負わないと言い切ることができないのではないかとってはいるのですが、いまのところ裏付ける理論がありません。法的責任については、他の問題と区別できないまでも、道義的な観点から、何かしなければならぬだろうという感覚を強くもっています。

林 iモードの公式サイト(ドコモが責任を持ってアクセスしてもよいというサイト)と勝手サイト(利用者が勝手にやっている)の切り分けがありますよね。ISPのなかでもプロデューサーでしたか、編集責任をもちながら、子供でも見られるサイトであることを売りにしているところがありますね。それは営業の自由だし、契約の自由だからいいと思うんですが。

大谷 ファミリー・フレンドリーなサイトの選別は、受信者としての子どもを有害情報からいかに保護するかという問題で、被写体としての子どもの保護とは別ですから、レーティングやフィルタリングといった技術を導入して部分的に解決ができるでしょうね。しかし、それも万能ではなくなったときに、次に出てくるのは通報システム、警察などのホットラインですね。そういう構想が出されたとき、仮に児童ポルノについて何らかの協力を行うとしたときに、他の違法情報についてやらないのはどうしてですかと逆にくるわけですね。まだ自分の中でも整合性のとれた考え方を提示できない状態です。

林 私も考えは同じようにまとまらないんですが、アメリカに住んでみたら問題点だけは強く感じるようになりました。とくに、アボーション(人工妊娠中絶)に対する反応がアメリカでは両極端なんですよね。つまりプロチョイスとプロライフです。大統領選挙でさえ、放っておくと、他の争点がはっきりしなくなってくると、最後はいつもその問題にいくわけですね。今度もプッシュ大統領が指名した人を両院が承認する際に、司法長官候補がその点について保守的だというのでどうなるかと言っていましたよね。証言で、個人の意見は別として職務を遂行する上ではこう考えると明確にしたということがありました。あのようなことというのは、やはり宗教と関係しているような気がして仕方がないですよね。われわれにはいまひとつ分からないところは、日本人だったら「どちらも極端ではないか、中間的に個人の判断に任せるべきだ」ということになりそうなのですが、どうも白黒つけないためというのがあるようです。子供の虐待に通じるような問題はだめというはその通りだと思うのですが、チャイルドポルノに対するセンシティビティについても、やはり似たような差があるのかなという気がするんです。結論はないんですが、何をしたらいいかということになると、非常に単純なのですが、私としては「モア・ボイス」しかないと思うんです。つまりいろいろな人がある期間とりあえずいろいろなことを言う。そして相手が気に入らないことを言ったら、黙っているのではなく、もっとたくさん言う。これだけ考え方が分かれてくると、そういうことによってでしか着地点が見えてこないのではないかという気がしています。そういうことも含め、パブリックコメントはできるだけ出そうと思って去年の暮れからやり始めたところ、通信という狭い分野のパブリックコメントだけで、それをやっている他の仕事がいっさいできなくなるということが分かりました。モアボイスもモアぐらいだったらいいんですが、モストボイスになったらついていけないと。(笑) どうしたらいいでしょうね。

大谷 林先生のおっしゃるとおり、思想の自由市

場⁹といった前提で対応できる問題に直面したときには、対抗言論という発想は不可欠だと思います。二フティサーブ事件¹⁰のように、対等の大人同士が名誉毀損の存否をめぐる争う分には有効な方法です。つまりどちらもパソコン通信というメディアに対する機会がほとんど均等ですし、どちらの主張が説得力あるか第三者の目にさらされながら議論するという方法で解決が可能だという面がありました。しかし、当事者の一方が子供だとすると、メディアへのアクセスの機会という点でも不均等であるし、子供に限らず何らかのハンディキャップがある場合には、モア・ボイス、モア・スピーチだけでは解決できない局面もあって、ネット上では、そういう現象も多いと感じています。ただ、それを解決するために、世の中全体が、仲介者にお手軽にネットワークの監視やモニタリングをさせることになってしまっているという確信も持っています。訴求力の強い社会的問題を手掛かりにビッグ・ブラザー¹¹を招くことがあってはならないので、事業者が慎重な姿勢で自主規制を続ける必要があるだろうというのが、とりあえずの解です。

これからの企業法務

林 最後に、このようなことを伺うこと自体、差別していることになってしまっていますが、いま、法律の分野は改革の論理がいろいろありますし、全体の人口を増やそうという傾向があります。全体の人口が比較的少ない中で、女性の法律家となるともっと少ないと思いますので、大谷さんのお気持ち、ご感想をお聞きしたいと思っていたのですが、いかがでしょうか。大谷さんご自身は、関心をもってこの世界にお入りになったわけですが、周を見渡してみても、やはり女性が少ないなと思っていらっしゃるのでしょうか。男女は関係ない、あるいはハンディキャップがあると思っていらっしゃるのでしょうか。

大谷 大学時代の友人には、私のような会社員という立場ではなく弁護士や裁判官といった、いわゆる法曹の道を選んだ女性も何人かいますが、在学中は、法学部では同期の女性が25人(1割)とい

う比率でした。彼女たちの話を聞いていると、女性にとって法律の世界はとてすみやすいところのようです。同窓会などでよく話題になるのですが、専門能力を高めるといって自己研鑽は、女性の得手とするところかもしれません。ただ、企業の中での法務担当者となると、女性はまだまだ少ないですね。理由について深く考えたことはないのですが、おそらく、法務部門はコスト・センターなので、できるだけ小さいほうが望ましいですから、経験に乏しい人材を育てながら使おうとする企業がまだまだ少ないからではないでしょうか。日本企業が独立の法務部門を持ち始めたのは歴史が浅いためか、どうしても即戦力を求めがちだからでしょう。狭き門にもかかわらず、そういう道を目指す女性が増えていることも確かですので、これからは、企業法務の担い手となる女性も増えてくるでしょう。全てのロー・スクール修了者が法曹になって法律事務所に勤務するということは、多分ありえないでしょうし、そういう人たちを吸収するのは企業だろうと思います。5年後、10年後となると、どちらかというと、男性にとって居づらい場所になるかもしれませんね。(笑)

林 男性として私の考えている代案があるのですが、天下りを防止するためにも、官僚の仕事を何年か以上勤めた人には、司法試験のある部分を免除するということです。官庁に勤めたあとの第二の人生を法律の世界か会計士の世界で生きていったらどうかと考えています。これは個人的なアイデアにすぎませんが。

社会全体としてみれば、契約をもっと徹底していくとか、ものごとを処理する際に法律のアドバイスを受けるとか、そういうことがますます重要になってくることは間違いのないと思います。それは会計のほうも同じですね。

そうすると、企業の中のファンクションと、外の弁護士に頼むというアウトソースとの境目はどのようになってくるのでしょうか。

大谷 法令遵守を重視している企業にとっては、法的リスクマネジメントは日常的な仕事ですから、

外に依頼することは少ないでしょう。企業によっても違うと思いますが、労働関係や税務関係、あるいは日々の契約チェックや交渉など、問題になる頻度が高い分野の専門家は社内に置くのが効率的だからです。しかし、いざ訴訟になったときには、腕のたつ専門能力に秀でた弁護士を利用するでしょう。

林 企業全体の感触としては、そういう必要性を強く感じるようになってきたらいいんじゃないでしょうか。

大谷 そうですね。

林 何がきっかけなんですか。ビジネスモデル特許のようなものですか、それとも実務において、ひしひしと感じるようになったということですか。

大谷 それより前からでしょうか。業界によってだいぶ違うようですが、金融関係では銀行に公的資金が投入されたらして、従前にも増して法律の遵守(コンプライアンス)が強く要求されるようになってきています。企業内部のコンプライアンス体制を構築するために、法律の専門家が社内になければいけないということです。また、法規制はますます複雑になってきているので、それぞれの分野に専門家をおかなければならなくなってきています。たとえば、B to Cの取引で消費者保護のために必要な事項をチェックする担当者もいれば、B to Bで損失を大きくしないようにコントロールする担当者もいるわけです。公共事業の受託中心の業界では、やはり独禁法コンプライアンス上の課題、カルテル、談合といった問題に対して社内の体制をしっかりとしなければならいでしょう。企業社会全体からいえば、株主代表訴訟制度の改定によって、法令遵守を前提としたコーポレート・ガバナンスが意識されはじめたことが、やはり一番のきっかけではないでしょうか。インサイダー取引規制が証券取引法に導入されてからすでに10年以上も経ちますので、株主の利益を重視するようになってきたことと大いに関係があるでしょうね。

林 日米の法曹関係の人口を比較すると、アメリカは日本の50倍くらいですよ。これは、私の親しい苗村憲司氏(慶應義塾大学環境情報学部兼政策・政策メディア研究科教授)の説ですが、名目上50倍ですが、人口比が2倍くらいだから、実質25倍です。それを日本は5倍に増やしてアメリカは5分の1に減らすと、ちょうど競争力が均衡するのではないかという意見があります。アメリカを5分の1に減らすというのは難しいでしょうね。多分、さきほど大谷さんがおっしゃったように、契約書だけを見る人とか、表に出ていく人とか、弁護士の中でも機能分離をしているんでしょうね。日本の場合、官庁にいる、本来は法律家とみなすべき立法をやっている人を加えれば、数的にもそれほどハンディがあるとは思えません。情報化社会になれば、ますます情報労働者がのしてくるのは当然のことなので、大谷さんもそういうパイオニアとしてご活躍いただければと思います。どうもありがとうございました。

1 “Report on Intellectual Property and the National Information Infrastructure” released on September 5, 1995 by IITF (Information Infrastructure Task Force) Working Group on Intellectual Property Rights

2 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2001/010/honbun.html#part2-2>

3 合衆国憲法第1修正。合衆国政府が、(1)国教を樹立すること、(2)宗教の自由を抑圧すること、(3)言論および報道・出版の自由を制限すること、(4)平穩に集会する権利を侵害すること、(5)政府に請願する権利を侵害すること、を禁じる1791年成立の憲法修正条項。(「英米法辞典」より)

4 法の適正な過程; デュー・プロセス・オブ・ロー。アメリカの憲法のもとで基本権を侵害すると判断される法律等を違憲とするために最後のよどころとして用いられる一般条項的文言。元来は、手続が適正であることを保障するためにのみ用いられていたが、19世紀中葉から末にかけて、立法等が実体面で適正であることを保障するためにも用いられるようになっていった。(「英米法辞典」東京大学出版会より)

5 インターネットに発信された情報によって権利や利益を侵害されたと主張する者からの一定の要件を備えた通知により、プロバイダが当該情報の削除等を行うことによって被害者の簡易迅速な救済を図ることを目的とした一連の手続をいう。米国のデジタルミレ

ニウム著作権法(1998年)では、プロバイダが著作権侵害のコンテンツのアップロードに関与せず、かつ善意無過失である場合に、著作権の侵害を主張する通知を受けてからプロバイダが削除することによって、プロバイダの著作権侵害の責任を免れるという免責条件とセットになっている。同様の制度の必要性がわが国でも議論されている。

6 アメリカでは、インターネット上の著作権侵害行為に関してISPがどのような責任を負うかについて、いくつかの判決がある。当初のものは、ネットワーク管理者が直接責任を負うとするものであったが、1995年のReligious Technology Center対ネットコム判決が寄与侵害(contributory infringement)にとどまると判示したことにより流れが変わり、現在ではこの考えが定着しつつある。

7 インターネットのホームページを格付けすること。急速に普及したインターネット上では、誹謗中傷、暴力、犯罪などの情報やわいせつ画像などが流通し、大きな社会問題となっている。ヌード、セックス、暴力などのレーティング基準があり、それぞれに数段階の格付けが行われている。パソコンにフィルタリング・ソフトを組み込み、閲覧してもよいレーティング情報をパソコンに設定すれば、フィルタリング・ソフトが有害情報のデータベースを読み、特定の情報に対するアクセスが制限される。(『デジタル大辞典』2000-2001年版 日経BP社より)

8 インターネット上で公開されている特定の内容(暴力、犯罪、ギャンブルなど)の情報へのアクセスを選択的にブロックすること。インターネット・エクスプローラ他の一部のブラウザに組み込まれている機能であるが、学校向けの専用ソフトも販売されている。

9 marketplace of ideas. もともと、アメリカの連邦最高裁判事であったホームズとブランドeisによって主張されたもの(1919年の判決が最初)。「思想交換の市場」と訳す向きもあるが、物財の市場取引と同様に思想も市場で自由に取引可能であり、また、そうすべきであるとする説。

10 平成9年5月26日東京地裁判決(パソコン通信の電子会議室において名誉を毀損する書き込みが行われ、その書き込みが電子会議室を主宰するシスオペによって放置されたことの責任をめぐって争われた事件。シスオペに条理上の作為義務違反があり、シスオペに電子会議室の運営を委託しているパソコン通信会社が使用者責任を負うと認められた。)

11 イギリスのジョージ・オーウェル(1903-50年)の小説「一九八四年」に登場する警察国家の象徴で、中央集権的な独裁者が監視カメラ等で個人の行動を監視する体制を「ビッグ・ブラザー(偉大な兄弟)」と称するようになった。

トピック

デジタル革命の考古学のための ノート(2)

池田信夫 (主任研究員)

3. 制度としての言語

言語と貨幣

チューリング以来のデジタル・コンピュータの基本思想は、すべての知的な作業を記号の操作に置き換えることだが、それは一見したほど簡単ではない。こうした変換操作が可能になるには、記号の意味が一意的に決まっていなければならないが、これは自然言語でもコンピュータの世界でも実現していない。たとえば、プログラミング言語の文法は厳密に定義されており、Javaで書けば世界中どこでも同じように動くが、問題はこいつ「統辞論」ではなく、現実の仕事をどうプログラムに置き換えるかという「意味論」のレベルだ。実際のプログラミングでも、時間の大部分はこうした作業に費やされている。

前回みたように、どんな生物もこうした「環境世界」の意味論的なモデルを遺伝的に持っており、チョムスキーも強調するように、人間の言語も一定の遺伝的な制約のもとにあることは明らかだ。しかし人間に特徴的なのは、記号と意味との関係が必ずしも固定されておらず、特に自然言語では、「意味するもの」と「意味されるもの」の関係が基本的に恣意的だということである。たとえば、物理的な「木」とtreeあるいはarbreという記号の間には、(音声にも文字にも)何の必然的な関係もない。この意味論的な関係を決めて維持することが、「文化」のもっとも基本的な機能である。

したがって言語や規範などのコードは、多くの人に共有されるがゆえに共有されるという同語反復

的な存在であり、その基礎には本質的な脆弱性を抱えている。ソシュールは、言語の恣意性を示すメタファーとして貨幣をあげた。いま日本で使われている紙幣は、金との兌換性もない、ただの紙切れであり、その価値を保証しているのは「政府の保証」だけだ。つまり記号が存在するには、それを支える「制度」が必要なのである。しかし、これは狭義の法的な権力である必要はない。自然言語であれば、まわりの人間が誤用を訂正することによって意味は共有されてゆき、それ以外のコードも一括して文書化されることはまれだ。H.L.A.ハートに代表される英国の法社会学が明らかにしたように、現実の法律の効力を保証しているのは、暗黙の習慣などの「第1次ルール」であり、それなしでは、司法的な「第2次ルール」は機能しないのである。

旧社会主義国の「市場経済化」の実験でも明らかになったように、「約束は守る」とか「嘘はつかない」などの規範が成立していないと、法律だけがあっても、ほとんどの取引を摘発しなければならないから、実効性は失われてしまう。逆に、日本のように社会的な規範の拘束力が強い社会では、法的な処罰がほとんど行われなくても秩序が維持できる。われわれは無意識のうちに、経済的な「土台」が法的・政治的な上部構造を決定するというマルクスの思考に慣らされているが、これは一面的である。貨幣(および経済システム)の存立の基盤には、フーコーのいう広義の「権力」の体系があるのだ。

これはデジタル信号についても同じである。リアルな世界の情報をどういう文法でコード化するかという点がシステムごとに異なっていると、情報

を共有することができない。他方、ある記号を受け入れるということは、それを支える制度に「服従」することだから、技術革新は、しばしば異なるアーキテクチャ間の「制度間競争」をもたらす。クリステンセンも指摘するように、14インチ・ハードディスクのメーカーが8インチを無視して没落する原因は、それがディスク装置の性能の問題ではないからだ。14インチにはメインフレームの、8インチにはミニコンの「ヴァリュー・ネットワーク」があり、競争はこれらのアーキテクチャの間で行われるのである。ここには軍事的な闘いはないが、負けた企業はそれまでの投資の価値がゼロになるという打撃をこうむる。

合理化と市場メカニズム

さらに、デジタル化するうえで厄介なのは、意味の世界がきわめて多元的で、一つのコードに還元できないという点だ。自然言語はもともと離散的だから、ASCIIやJISのような単純なコードでデジタル化できるが、音声や映像のようなアナログ情報や、労働の成果や個人の評価といった不定形の情報をコード化することは難しい。これはコンピュータに限らず、もともと数値化できない情報だからである。しかし、近代の政府や企業はこうした多次元的な価値を一次元の数値に射影し、「合理化」することによって管理する。この意味で、ウェーバーもいったように、近代国家とは一種の企業なのである。

合理化の手段としてもっとも強力なのが、市場メカニズムである。これは、商品そのものの価値は「カプセル化」し、それが他の何と交換されるかという外面的な等価性のみに着目して数値化(価格づけ)するものである。それゆえに古来、貨幣は真の価値を「疎外」するものとして非難されてきた。シェイクスピアの戯曲には、カネに目のくらんだ俗物が愛する人を犠牲にしたり友人を陥れたりする物語が、『ヴェニスの商人』をはじめ、よく出てくる。彼の生きた16世紀は、初めて統一的な「英語」が形成され、国内市場ができて、伝統的な価値が資本主義によって解体され始めた時期だった。

若きマルクスは、シェイクスピアの『アテネのタイ

モン』を引用して、近代社会の「ユダヤ化」の原因は労働の成果が商品や貨幣として疎外されることにあるとした。ただし、この場合の「疎外」(Entfremdung)は、日本語のようなロマンティックな意味はなく、労働の成果が対象に「外化」されて他人に譲渡できるようになるという意味である。これは、それぞれの個人に固有な「具体的有用労働」の価値(使用価値)が貨幣によって「交換価値」に抽象化されてしまうという『資本論』のテーゼにまで受け継がれているマルクスの基本思想である。

商品形態やこの形態が現れるところの諸労働生産物の価値関係は、労働生産物の物理的な性質やそこから生ずる物的な関係とは絶対になんの関係もない。ここで人間にとって諸物の関係という幻影的な形態をとるものは、ただ人間自身の特定の社会的関係でしかないのである。(『資本論』第1巻)

これが有名な「商品の物神性」の議論だが、注目されるのは、記号の「物理的な性質」と「価値(意味)」との間には「絶対になんの関係もない」という20世紀の言語学が発見した事実が、ここですでに述べられているということである。もっとも、その本質である「人間自身の特定の社会的関係」は、彼の想定したような労働時間ではなく、稀少性だったが、それはこの洞察の価値を減ずるものではない。市場の本質は、需要と供給といふ人と人との関係を「商品の価格といふ諸物の関係」に変換する点にあり、それゆえに、人々は商品をだれが作ったのか知らなくても、その価格だけを見て行動することができる。これはマルクスを批判してやまなかったハイエクが、1世紀近くあとに発見したことである。

もちろん、多様な価値を価格という1次元の座標軸に変換する市場メカニズムには、いろいろな問題がある。たとえば外部性がある場合には、価格は商品の価値を正確に反映しないし、将来の商品についての市場もほとんどないから、時間を通じた取引や投資は「賭け」の性格を帯びる。しかしハイエクも強調したように、問題は価格が商品の

価値を正確に反映しているかどうかではなく、資源配分の問題を解くために社会全体の状況を知る必要がないという点にある。

市場の第一義的な機能は、カネをもうけることではない(理論的には貨幣の存在さえ必要ではない)。それは基本的に等価交換のシステムであり、むしろ新古典派経済学の想定しているように完全に機能すれば、そこで利潤を上げることはできないのである。市場の本質は、社会全体の資源配分という大きな問題を個人の意思決定に分権化(de-centralize)できることにあり、この点でインターネットなどの分散型ネットワークと多くの共通点を持っている。

4 . 差異化と統合化

脱領土化

このように意味や価値を単純化し、分権化するメカニズムは、意思決定の主体を個人に分解することによって社会を「個人化」する。それを最初に引き起こしたのは、マクルーハンも指摘するように、15世紀の活版印刷であろう。活字はすべての情報を標準化して組み合わせ、時間的・空間的な制約を超えて流通可能にすることによって個人の情報収集・生産力を飛躍的に高め、近代社会の技術的な基盤となった。とりわけ、聖書が印刷されて一般信徒に入手可能になったことは、写本の稀少性に依存していたカトリック教会の知的独占を崩壊させ、宗教改革の最大の武器となった。ルネサンスや科学革命も、活字の普及による広範な知識の拡大なしには不可能であった。

逆に活版印刷の普及には、それを使って自己を表現する知的に自立した個人の存在なしには不可能であった。金属製の活字そのものは、ゲーテンベルクより400年も前に中国で発明されていたが、社会に普及しなかった。つまり活字は単なる技術的な発明ではなく、近代的な「個人」の誕生の象徴なのである。それは宗教改革が信仰の個人化であり、それを担う独立自営業者の登場によって発達した技術であり、同時に近代的自我意識を

強める役割を果たすことになった。

資本主義のエネルギーの源泉は、競争による果てしない「差異化」である。利潤の源泉は、かつては遠隔地貿易による価格差だったが、こうした「さや取り」は、それが発達すればするほど、地域間の水位差が縮まり、利潤が低下するといふ自己破壊的な構造を持つ。これに対し、英国に始まる産業資本主義は、技術革新によって製品差別化を行って差異を生み出すしくみであり、これは商業資本主義のような限界を持たない。現在の経済システムも、基本的にはこの枠組の中にあるといつてよい。

この差異化のメカニズムは、それまで共同体の中で定常的に行われていた取引とは違い、その領土を超えて少しでも安い原価と高い売価を求めて「脱領土化」し、伝統的な規範を解体して価格に抽象化する「脱コード化」をとこなう(ドゥルーズ=ガタリ)、『共産党宣言』で描かれたように、「市民階級は、生産用具を、したがって生産関係を、したがって全社会関係を、絶えず革命していかなくては生きられない」のである。

しかし、このように不断に自己から逃れてゆくシステムは、きわめて不安定である。ドゥルーズ=ガタリが分析したように、分裂病は、「他人と違う」ことに最大の価値を置く資本主義社会の作り出す「差異の病」である。それは他人から自己を差異化しながら、人格としては一人の人間として統合しなければならないといふ「抑圧」が極度に高まった結果、統覚が崩壊した状態であり、フロイトが考えたような家族の病ではなく、サリヴァンやレイン以来の「反精神医学」の主張するように、社会の病なのである。

このような絶えざる競争を強いられる社会が幸福かどうかはわからないが、近代資本主義の誕生以来の500年足らずで人類の達成した経済成長率は、それ以前の数万年をはるかに上回る。「見えざる手」が社会を予定調和に導くかどうかは疑わしいにせよ、それが人々の欲望を解放することによって富の増大を招いたことは確かである。

所有権

しかし、既存の秩序を破壊するだけでは資本主義は成立しない。さやを取って得た利潤は、また他の参入者に奪われるおそれがあるから、つねにその利潤を確保して自分の領土を確定する「再領土化」が必要である。その最も原始的な手段は、米国の開拓時代のように武力で「自衛」することだが、個人がそれぞれ武器を持って互いの土地を奪い合う万人の万人に対する闘い」は社会的なコストが大きいから、安全保障は規模の経済を持つ。このため特定の機関に委託して、全員の安全を守ってもらう「保護組合」が必要になるが、これは南イタリアやロシアのマフィアのように暴力の組織化をもたらし、かえって社会の安全を脅かすことが多い。したがって領土内では、絶対的な「主権」を持つ国家が必要になるというのが、ノージクの「最小国家論」である。

この意味で、所有権は近代社会のすべての法的・経済的秩序の成立する基礎である。この点を最初に指摘したのは、ヘーゲルであった。彼は『権利の哲学』(法哲学)の中で、近代社会の法秩序の中核に所有権を置き、その典型を「私の身体は私のものだ」という自己意識に求める。この「自己所有権」の概念は、ロックが近代的な所有権の「自然法」的基礎としたものであり、考える自分を疑うことはできないというデカルト的な心身二元論と表裏一体だが、それは自明だろうか？

少なくとも上に紹介した分裂病者にとっては、このような透明な「自己」の存在はまったく自明ではない。カフカは分裂病であった疑いが強いとされるが、彼が描いたように私が明日の朝、一匹の毒虫になったとき、それが今日の私と「同一人物」であることを証明してくれるものは何だろうか？もっと即物的に言えば、脳を左右に分断された患者は二人の人格として行動し、食物を取ろうとする左手を右手が押さえる、といった行動も見られる。140億あるニューロンが一つの「私」であると感じることこそ錯覚ではないのか？

逆に言えば、このような所有権という制度の存在が、絶えざる差異化によって分裂しかねない自己

を「自分のもの」として再統合する役割を果たしている。その意味で、近代的自我は所有権によって生み出されたといってもよい。所有権(property)という言葉は「固有」という意味も持つが、他人に譲り渡せない固有の人格というのは近代の欧州以外には見られない特異な概念であり、むしろ所有権によって作り出されたイデオロギーなのである。

価値を「商品」としてモジュール化して譲渡可能にする制度は、資本主義的な生産にとって決定的な重要性を持った。工場では、資本設備を共同利用して生産を行うが、これを共有すると、その価値の低下にだれも責任を負わないため、過少投資・過大雇用によって資本効率が低下する。日本型の「ステイクホルダー資本主義」は一種の「労働者管理」だが、それが高い効率を発揮するのは、高度成長期のように、規模の拡大という経営者の目的関数が結果的に株主の利害と一致している場合に限られる。経済が縮小期に入り、コストの削減が必要になったとき、こうしたシステムは調整がきわめて難しい。資本主義は、資本家が設備を所有して利潤(損失)の分配を決める権利(残余コントロール権)を持つことによって、資本効率を高めるインセンティブを作り出したのである。

情報のコントロール

所有権の特徴は、物を譲渡する権利(コントロール権)と、その財から得られる将来の利益を専有する権利(キャッシュフロー権)が「バンドル」されていることである。価格が市場で決まることによって、その商品が将来生むキャッシュフローの割引現在価値に等しい価格で交換され、結果として効率的な状態が実現する。ここでは、商品を持っていてその価値をもっとよく知っている人が決定権をもつことで、価値の正確な測定が可能になるわけである。

このようなバンドリングは、工業製品では自然だが、それ以外の場合には必ずしも自明ではない。特に情報は、その媒体とは独立にコピーできるから、そこから得られる将来のキャッシュフローを独占することは難しいし、必ずしも望ましくない。複製

のコスト(限界費用)がほとんどゼロである情報は、多くの人がコピーして利用することが社会的には効率的だからである。

ノース=トマスなどの経済史の研究では、英国で特許などの工業所有権制度が早くから発達したことが、資本主義の発達に大きく寄与したとされてきたが、この説明は理論的にも歴史的にも疑わしい。産業革命期の発明の大部分は特許を取得しておらず、特定の地域や時期に集中して発明が起こったのは、発明家たちの「クラブ」で情報交換が行われたためである。最近の研究では、こうした学習効果のほうが特許による独占の効果より先はるかに大きかったことが明らかにされている。

ただ、情報への投資がまったく回収できないと、過少投資が生じるだろう。これは、現在のナプスター問題でも争われている古くて新しい問題である。本やレコードなどの伝統的なメディアは、この問題を紙やビニールなどの物理的な媒体にバンドルし、その所有権を移転することで情報を物に置き換えて取引してきた。しかし、情報のデジタル化は、このようなコピー費用による障壁を無意味なものとし、インターネットは瞬時に情報を世界に拡散することによって、産業資本主義のエネルギーの源泉である、技術革新(情報生産)による利潤さえ失わせるかもしれない。

この問題は、理論的には解決可能である。たとえば特許を政府がすべて適切な価格で買い取りそれを無償で公開すればよいのである。もちろん適切な価格を決めることはむずかしいが、電子オークションを使って効率的な価格づけを行うメカニズムも提案されている。著作権という500年前にできた権利をデジタル情報に適用することは、ユーザーにとって有害であるばかりでなく、結局は「コンテンツ産業」の発展を阻害して、生産者にとっても利益にならない。レコード業界の「オンライン配信」サービスが、ほとんど数万人の顧客しか得られないのに、ナプスターのユーザーは1年あまりで6000万人を超えたのである。

今後、P2P(Peer-To-Peer)のシステムが普及すると、だれがコピーしたかを同定することも不可能だ

から、情報を守りたい人は、最初から暗号化などの形でカギをかけ、情報保護のコストは生産者が負担するしかないし、それが効率的である。デジタル情報においては、権利保護に規模の経済はないのである。また、インターネット上の国境を超えた情報の移転を、特定の国の法律で取り締まることは無理であり、それを訴訟によって取り締まることによって利益を得るのはレコード会社と弁護士だけであり、クリエイターの利益にもならない。いずれにせよ、情報社会においては、工業社会の遺物である「所有権」にこだわらない情報保護システムを考える必要がある。

5 . 結び

デジタル・コンピュータを発案したチューリングの論文は、実はヒルベルトの構想した完全な公理的体系が存在しえないという、ゲーデルの「不完全性定理」を計算機のアルゴリズムによって証明したものだ。文字列の操作を行うプログラム自体を文字列で表現する、プログラム内蔵型コンピュータのアイデアのもとになったのは、自然数を計算する演算に自然数を対応させる「ゲーデル数」の概念だが、不完全性の生じる原因もこの「自己言及性」にある。たとえば「私は嘘つきだ」という言葉は嘘かどうか、「すべての集合の集合」は集合かどうか、というように自己を対象とする言明には、必ず非決定性が生じるのである。

その根本的な原因は、これまでみてきたように、記号が意味を背負う存在であり、その結びつきが恣意的だからである。インターネットを流れる情報も、物理的にはただの電気信号にすぎず、それが大きな力を発揮するのは、このビット列を解釈する制度が全世界で共有されているためである。物理的な実体と切り離されたデジタル情報の世界でもっとも重要なのは、司法的な強制力でも金銭的なインセンティブでもなく、意味の共有である。

この意味で、一時は資本主義の寵児であるかに見えたインターネットは、実は資本主義と根本的に異質なメカニズムを持っている。21世紀に始まる

のは、英米型資本主義の「グローバル・スタンダード」化ではなく、たぶん、資本主義を超えるまったく別の経済システムへの移行であろう。その最大の違いは、「物」をモデルとする資本主義に対して、「言葉」をモデルとする新しいシステムだと予想されるが、これ以上の議論は「考古学」の範囲を超えるので、ひとまずここで暫定的な考察を終わることにしたい。

IECP コロキウムレポート

お客が所有する IP ネットワーク

～ IP 革命はお客が所有するネットを実現

講師：ティム・デントン（法律家）

IP革命を実現するのは顧客が所有するネットワーク（Customer-owned Networks）である。回線交換による電話ネットワークとパケット交換によるインターネットの世界における発想の違いを対比した論文「ネットヘッドvsベルヘッド」で知られるティム・デントン氏は力強くこう主張する。2月のIECPコロキウムでは、同氏を迎え、その拠点でもあるカナダにおいて現在進行中のネットワーク革命についてお話を伺うとともに、氏の説く顧客所有のネットワークの可能性について活発な意見交換が行われた。

世界中でネットワーク革命が進行するなか、政権交代によってこれまでもまして政府の役割が小さくなっていくことが予想される米国に比しきわめて対照的なだけでなく、世界のなかでもきわめてユニークなアプローチがカナダにおいては展開されつつある。それは一言でいうならば官民協調型のアプローチであり、1993年に設立された非営利団体CANARIEが中核となり、産官学との連携のもと、全国光ネットワーク構築、次世代の製品・アプリケーション・サービスの開発・展開に取り組んでいる。こうした流れに昨今の技術革新による光ファイバの急激な価格低下が重なり、顧客、自治体が自らインフラを所有することを可能にした。それはまたDWDM、OBGP等の新技术により、単に所有するに止まらず、ユーザが自らの波長をコントロールすることまでを可能にしつつある。そしてユーザは、相互の同意に基づきそれぞれの波長を交換しあうようになる。こうしてユーザ主導のネットワーク（customer empowered networking）が発展しつつあるのだ、と同氏は語る。こうした状況下においてはネットワーク管理者ではなく、エンドユーザが創造性の担い手となる。そしてこのような形の新しいネットワークの仕組みは、様々な組織の協力、情報の交換のなかから現在では想像さえできないものが創出される可能性をもたらすことになる。それは

ネットワークを動かす主体が事業者からエンドユーザへと転換することを意味するわけであるが、こうした動きはインターネットが芽生える土壌となった大学や研究コミュニティですでに始まっており、インターネットの自立・対等接続モデルがテレコムの世界にも拡大している。そして、このような形のネットワークの発展は、マネージド・ネットワーク・サービスとキャリアによるインフラ所有を前提とする、既存キャリアのビジネスモデルを無意味なものにしてしまうのだという。

参加者との意見交換のなかでもみられたように、こうした顧客自らがネットワークを所有・コントロールするという発想に対しては、果たしてどこまで発展する可能性があるのか、そしてそれはカナダのみならず、次世代のネットワークのあり方として普遍的なものとなりうるのか、といった疑問が生じる。既存キャリアにとって、顧客が自ら所有・管理する煩わしさを解消することにその存在価値を示すことはもはやできなくなってしまうのだろうか。こうした疑問に対し同氏は次のように語った。生産コストの低下は、例えば印刷技術の登場が修道院の価値・役割を変化させたように、組織・制度といった社会システムに根本的な変化をもたらす。技術の変化とともに、メインフレーム中心の時代からデスクトップ中心の時代に移行していくなかでコンピュータ産業に大きな変化が見られたように、電話の世界においても技術の変化に合わせてそのあり方そのものに変化を余儀なくさせることになるだろう。こうした大きな転換期にあることを認識することが重要であると同氏は強調した。次世代ネットワークがいかなる形で発展、成熟していくのか、まだまだその解はみえてこないが、いずれにせよ今回とりあげたカナダにおけるアプローチについては、今後もその動向を注目していく価値がありそうである。

花井靖之（主任研究員）

「ワイヤレスインターネット時代の到来とクアルコム戦略」講師：松本徹三（クアルコムジャパン株式会社）

2001年2月21日、「ワイヤレスインターネット時代の到来とクアルコム戦略」と題するIECPコロキウムが、クアルコムジャパン株式会社の松本徹三社長をお迎えして開催された。本稿では当日の講演の概要を報告する。

100年の歴史を持つ電話サービスは、遠隔にいる人間同士を結び、リアルタイムで会話ができる環境を提供するサービスである。移動通信も、この電話サービスの一種であると考えられ、その考え方に基づいてシステムが構築されてきた。しかし、ワイヤレスインターネット時代の到来と共に、新しい考え方が生まれた。

人間同士の電話では瞬断も遅延も許されないが、両端にコンピュータが置かれるコンピュータ通信であれば、うまく送信できない時には再送すればよい。インターネットで「ベストエフォート」という言葉がよく使用されるが、要は再送を許すということである。そして、インターネットの爆発的な普及と共に、コンピュータ間に加えて人間とコンピュータ間の通信も増え、電話流の考え方は時代遅れになりつつある。

移動通信には、電力と通信容量と機器の大きさに制限がある。どんなに性能を向上させても瞬断があるかもしれないし、遅延も起こる。そうであるのなら、電話の延長線として移動通信を考えるより、ベストエフォート型のコンピュータ通信の仲間と考えたほうがよい。ワイヤレスインターネット時代が到来したとは、移動通信をコンピュータ通信の一種として考える時代が来たということなのである。

NTTドコモは、移動通信が電話サービスの一種であった時代に勝利を収めた。しかし、ワイヤレスインターネット時代に勝利を収めるとは限らない。NTTドコモの問題点は、電話マインドで経営されていることである。そこに、対抗するKDDIのチャンスがある。KDDIのcdmaサービスは、クアルコムの技術によってサポートされている。そして、クアルコムはHigh Data Rate (HDR)技術をはじめとして、ワイヤレスインターネット時代に適した移動通信技術を提供する

会社なのである。

新しい技術とそれを利用するサービスを紹介しよう。GPS衛星を利用して移動通信利用者の所在を特定する技術がgpsOneである。渋谷でイタリア料理店を探そうとすると、iモードなどのブラウジングサービスを利用することになるが、東京 23区 渋谷と順番に検索していくのは面倒である。これに対してgpsOneで所在が特定できれば、その情報を利用して最初から渋谷の料理店が表示できる。利便性が著しく向上するので、iモードから利用者が移る可能性がある。

同じように、gpsOneを使えば、DVDの地図を積み込まなくても自動車のナビゲーションができる。その上、交通管制室側にも走行状態が刻々と伝わるので、空いた道への誘導が容易になる。自動車にgpsOneを組み入れるのは自動車会社であって、通信事業者でない。利用者もITSサービスの内容は問題にするが、ドコモかKDDIかは問わないはずである。KDDIにとって大きなチャンスといえよう。

ウォークマン、デジタルカメラ、PDAと移動通信の機能を組み込むことができる機器が数多く存在する。それらの機器で提供するインターネットと連動したサービスを、利用者は機器と同時に購入する。ここでも、サービスの内容は問題になるが、通信事業者は問われないだろう。

クアルコムは、ワイヤレスインターネット時代を支えるCDMA技術を開発してきた。すでに提供されているcdmaOneからcdma2000には、シームレスな移行が可能である。このため設備投資も押さえられる。このようなことから、第三代サービスの開始と共に、移動通信の市場はこの数年で大きく変わっていく可能性がある。

以上が概要であるが、松本社長の講演は、移動通信をコンピュータ通信の一種として考えると、今までとは異なる市場が拓けるであろうということを終始主張するものであった。電話文化の風土からは考えが及ばない新しい発想であり、大変に興味深かった。

山田肇(客員教授)

IECP 読書会レポート

『デジタルデバイドとは何か～コンセンサス

コミュニティをめざして』著者：木村忠正（東京都立科学技術大学助教授）

2001年3月5日に再び東京都立科学技術大学木村忠正助教授によるIECP読書会があった。

1. 狭義と広義のデジタルデバイド

狭義のデジタルデバイドは「情報ネットワークへのアクセスを持つ・持たないが社会階層とリンクしており、かつその経済的・社会的格差が拡大傾向にあるデバイド」であり、広義には「サービス経済、脱工業化の進展とデジタル経済とが結びつき、産出と分配の変化に伴う新たなデバイド」である。著者は、情報ネットワーク社会の特性をポスト高度消費社会（PACS=Post Advanced Consumer Society）と表現する。先進国では、サービス業が拡大し、パートタイムなど非正規雇用が増加し、若年層の失業率が深刻化した反面、グローバル企業によるM&Aやネットワーク型組織化やベンチャーを生んだ。サービス産業は、1) プロデュース、2) 分配運搬、3) 個人向け、4) 社会的サービスに分類できるが、日本では2) が大きいなど国情によって異なる。

2. サービス経済トリレンマ

高度消費社会が成熟し、ポスト高度消費社会に移行する過程においては、経済の成長と雇用とがサービス経済に依存しなければならない内在的特性から、「サービス経済トリレンマ」と表現することができる課題に主要産業国は直面している。つまり、「政府財政」「雇用創出」「所得格差」の3つの要素すべてを満たすことは不可能というトリレンマが社会的課題として析出する。これに対して、これまでの産業国の対応は大きく3つに分かれている。即ち、

- 1) サービスを市場原理に任せることで財政負担は少なくなるが、所得格差は拡大する米国型ネオリベリズム
- 2) 産業別組合が強力で、財政も過度に介入せず、所得格差は拡大しないが、失業率は高いドイツ型キリスト教民主主義
- 3) 政府はサービス部門の拡大で雇用を創出し、所得の再分配にも関与するが、財政負担も大きくなる北欧型社会民主主義

の3つの理念型がある。

この中では、3)の北欧型モデルがトリレンマをうまく克服しているのではないか。北欧での1996年のIT Billでは、政府によるITへのConfidence（信頼）、Competence（能力開発）、Accessibilityの拡大を目標とした。

3. 日本社会の抱える構造上の課題

日本は、GDPを超えるの公債発行残高、加速する少子高齢化、拡大する新卒無業者、現状に満足と同時に将来への不安などの数々の指標には、上記トリレンマ解決の糸口が見えない。「次世代が自分の世代より幸せでない」という社会意識が主流を占める中で、日本は「縮み社会」に向かっているのではないかと危惧する。中流意識が主流の反面、実際には所得格差も、90年代を通じて上位から下位まで垂直方向への多様化を示し、格差は縮小していない。

日本では、再分配経済（租税と社会保障の負担率）は、欧州より小さく、米国と同レベルである。この結果、日本人は理念としては集団主義を掲げつつも、実際の行動パターンは利己主義となって現れ、日本社会特有の「親密さのイデオロギー優先」によって「パブリックに対する判断停止」が生まれ、自分にとって親密かあるいは無関係かという「私事化」が充満している。なお、iMode利用者が2千万人を突破したが、これはポケベル文化の延長であり、これのみでは本来の情報コミュニケーション力が育たないのではないか。

日本は、モノ重視の産業経済を脱却し、他の産業活動を支えるEnableサービス産業（金融、エネルギー、医療、通信、教育、公務、専門サービス等）を情報ネットワークの活用によって付加価値を生み出すことが不可欠となる。そこでは特に、社会的目的を追求するための手段としての市場原理という共創社会（Consensus Community）の視点が重要になる。

小林寛三（フェロー）

木村氏のインタビューは<http://www.bk1.co.jp/s/jinbun/>のインタビュー一覧に掲載されています。（2001年3月13日現在）

[2000年12月号]

『レポート:光ネットワーク構築へのカナダモデル』

土屋大洋、山田肇、アダム・ピーク著

AとBという二人がいたとする。Aにはxという所有物があり、Bはそれを持っていない。AがxをBに与えてしまうと、Aのところには何も残らない。Aはxの赤字で、Bはxの黒字になる。大抵の場合は、このままだと不公平なので、今度はBがAに対してxの見返りとしてyを譲渡することになる。xとyは、それぞれお歳暮だったり、現金だったり、あるいは単に「どうもありがとう」という言葉だけだったりするわけだが、いずれにしてもAからBへ渡されたx、BからAへ渡されたyは、 $(x-x)+(y-y)$ で互いに相殺すると0になってしまう。AとBという閉じた輪の中では、増えも減りもしていない。

本稿が考察する「光ネットワーク構築へのカナダモデル」とは、言うならばこの交換の結果を0ではなく、 $2x+2y$ にする方法である。すでに情報財については、交換すれば $2x+2y$ となることが理解されているが、カナダモデルではこれをモノとしてのネットワークへ拡大した。もちろん、“You can eat your cake, and have it.”ではないが、本当にモノであれば与えた後にもなお手許に残るということはありえず、これにはシカケがある。

カナダモデルを可能にしたこのシカケは、「カオの法則」である。光ファイバは異なる波長を同時に通すことができ、その異なる波長はそれぞれ別々の情報を運ぶことができる。こう考えると、光ファイバ全体としての伝送容量は、波長の数とそれぞれの波長が運ぶ伝送容量の積ということになるのだが、実は一つの波長であまり多くの容量を伝送することは難しい。ここがこれまでの光ファイバ技術のボトルネックとなっていた。しかし、それならば、一つの波長あたりの伝送容量を低く抑える代わりに(そもそもこのこと自体が、技術者にとっては大きな決断であったと著者らは言う)波長の数を増やせば、同等かそれ以上の効果を得ることができる。これがカオの法則の説くところである。

カオの法則に従えば、(にわかには信じがたいの

だが)実際に使い切ることができないほどの伝送容量を我々は享受できるという。実際に使い切れないのであれば、自分のネットワークを誰かに貸したとしても、自分の持ち分が目減りすることはない(実際には目減りするのだが、減ったところでまだまだ使い切ることができないほど余っている)。こういう発想で、Aが敷設した光ファイバxと、Bが敷設した光ファイバyを相互に接続すれば、その結果、Aは $x+y$ を、またBも $x+y$ を手にし、両方の取り分は合わせて $2x+2y$ ということになる。

このように、ネットワークを敷設した主体同士が相互に接続してできた光ファイバネットワークの代表例が、カナダのCANARIEのネットワークである。筆者らはこれを「カナダモデル」と呼んでいる。このようなカナダモデルのネットワークでは、自分のネットワークに流れるのは、自分のトラフィックよりも他人のトラフィックのほうが多いということも起こりうる。一方で、従来のISPなど通信事業者のビジネス・モデルは、そうした他人のトラフィックに対して課金することで成り立ってきた。ところが、カナダモデルでは、他人のトラフィックに対して課金するというモデルが成り立たない。このモデルが成立しないことは、今のインターネットのビジネスモデルが成り立たないことを意味する。

そこで、著者らは、ネットワークを提供する通信事業者や自治体が、従来のビジネスモデルを放棄する覚悟が必要であり、この覚悟がカナダモデルの普及にとって大きな問題だと言う。しかし翻って考えてみれば、インターネットの不特定多数間での小額決済メカニズムは現時点でも成功しておらず、そもそもトラフィックの量に応じた従量課金自体、ブロードバンドからナローバンドまでコンテンツが出そろった時点で、もはや維持しえない。こう考えると、著者らがネットワーク提供者に対して求める「覚悟」のあるなしに関わらず、カナダモデルは遅かれ早かれ普及していくことになるのではないだろうか。

上村圭介(研究員)

[2001年1月号]

『「ビジネス方法特許」:最近の日米の法環境』

青柳武彦著

特許であれ著作権であれ、もとはそれぞれ産業の発達や文化の発展といった、より高次の社会的な利益の達成に寄与することを目的としている。しかし、最近、特許や著作権などの知的財産権への関心が特に高まっていること背景には、本来、目的を達する手段であったはずの《発明の保護と利用を通じた発明の奨励》や《文化的所産の公正な利用に留意した著作者等の権利の保護》が、バランスを欠くほどまでに肥大化している(と少なくとも権利の利用者には感じられる)という問題意識が隠れているのではないか。

本稿が主題とする「ビジネス方法特許」は、Amazon.comやPriceline.comなどのインターネットベンチャーが、保有するビジネス方法特許をもとに競争相手に対し特許侵害をめぐる訴訟を起こしたことなどで、一般にも広く注目されるようになった。しかし、ビジネス方法特許自体は、それに先だつ「ハブ&スポーク特許事件」を契機に、それまでの定説を覆し認められるようになった。ちなみに、「ハブ&スポーク」とは資産管理の手法とそれを可能にする技術的手段に対して与えられたもので、投資家が保有する複数の投資信託を車輪の「スポーク」に、そしてそれぞれの投資信託をまとめたポートフォリオを「ハブ」に見たてたことから名付けられた。要は投資家が資産の運用状況を一目できる仕組みを提供したものである。

インターネットを利用した電子商取引に関するビジネス方法特許をめぐる問題点は、そもそも、インターネット上の電子商取引が、先行するサービスが存在しないゼロの状態から、最近になって組み立てられたところにある。その結果、サービスを実現するための技術や手法が「発明」に値するのか、あるいはインターネット以前から存在した商慣行や手法を焼き直しただけなのか不明なものにまで特許が与えられたという批判が起こった。「ハブとスポーク」のたとえのどこに新規性が認められるのかは、なかなか難し

い問題だろう。青柳は、ビジネス方法特許をめぐるこのような事態が発生した理由を、特許行政の不備に求めている。行政担当者の間違った判断により、特許を与えられるべきでない「技術」や「手法」について特許が与えられてしまったというのである。

もちろん、一般論としては、対抗や救済のための様々な手続きが特許制度には設けられている。また、ビジネス特許の扱いをめぐることは、日本でもアメリカでも適切な処理に向けた準備が進みつつある。ただし、その一方で青柳が述べるように、日本では行政官庁の「公定力」という考え方によって裁判所の権限が制限され、特許係争の迅速な問題解決が阻害されている点が残る。

さて、本稿は、このような日本とアメリカの特許をめぐる法制度と行政のあり方について述べた上で、ビジネス方法特許の最大の問題を、特許行政の論理とインターネット文化との対立によって引き起こされていることだと分析する。ここでいう特許行政の論理とは、『自ら「努力」して「行動を起こす(出願する)」者の権利は保護されるが、行動を起こさない者の権利は保護されなくても仕方がないという考え方』である。同じように、自ら手法を編み出してインターネット上で使用していても、「出願」という行動を起こさなかったものの権利は保護されないという論理である。匿名のキリスト者ならぬ匿名の発明家が編み出した手法が、後発の誰かによって出願され特許を与えられてしまう。であれば、このような匿名の発明家の貢献によって築き上げられたインターネットと特許行政の論理とが結びつかないのは、青柳の言う通り当然といえるだろう。

上村圭介(研究員)

[2001年2月号]

『第三世代移动通信システム 標準化の経緯とその将来性』

山田 肇著

本論文は、携帯電話を中心とした第三世代の移动通信システムについて、その標準化の経緯と将来性という点から考察したものである。

第二世代の移动通信システムにおける標準化は各地域に任せられたが、欧州ではGSMが国境をまたいだローミングを目指して成功を収めたのに対し、日本のPDC方式は日本のローカルな標準にとどまった。

第三世代の無線方式については、日欧のW-CDMA方式と米国のcdma2000方式の間で特許問題が発生し、双方の標準化を妨げないという妥協が成立することになった。同じくコア・ネットワークについては、欧州方式のGSMIに基づく3GPPという標準化組織と、米国のANSI-41方式に基づく3GPP2という標準化組織が設立された。それぞれの組織で決められた標準に関する情報はITUに提供されることになったが、その結果、標準案に対する意思決定権は政府から企業へ実質的に移動することになった。

こうして設定された標準に基づくグローバル・ローミングには、使用する無線の周波数帯の統一、無線の変調方式の統一、コア・ネットワークでのプロトコルの統一という三つの条件がそろう必要がある。しかし、二つの標準の存在はこれを難しくしている。そこで、これを解決するためにいくつかの動きが出てきた。まず、世界の移动通信事業者が3GPPと3GPP2に規格の調和を呼びかけ、両者が技術的な仕様を一部変更し、両方式を調和させることになった。また、移动通信事業者の国際的な合併や出資による提携関係の樹立も、標準の違いを超えたグローバル・ローミングを可能にする方向に動いている。この動きが進めば、技術について完全な標準化が達成できなくても、グローバル・ローミングは実現することになる。

しかし、第三世代の移动通信システムが普及する前に、それと競合する別の技術が普及する可能性もある。第二世代に位置付けられるcdmaOneや

GPRSといった技術でも、ある程度満足のいく通信速度が得られる。さらに、低速移動あるいは停止した状態では、Bluetoothや無線LAN技術という選択肢も考えられる。

そもそも、第三世代の移动通信技術が本当に「第三世代」と呼ぶにふさわしいのかを考えると、利用者が基準とするのは技術ではなくサービスであり、技術者の視点とは認識がずれている。第三世代の移动通信技術を普及させるには、画像、音声、インターネットなどのサービスを、統合的に提供するデータ通信サービスが必要となるが、利用者にとってそれは必ずしも第三世代である必要はない。代替あるいは競合する技術があるとなれば、第三世代技術が利用者に魅力的と考えられる余地は予想以上に小さいかもしれないことに気をつけなければならない。

第三世代の周波数帯の使用免許付与方法は、各国によって異なっている。欧州におけるオークションの高騰が懸念されているが、サービス価格が高止まりすることはないだろう。しかし、落札企業の経営不振の懸念は残る。また、当面は第二世代と第三世代への二重投資が避けられないため、スムーズに第三世代への移行が進むかどうかは不透明であり、二重投資の負担が経営を圧迫することも考えられる。第三世代技術が「ばら色の未来」に結びつくには、利用者が圧倒的に魅力的と感じる新しいサービスを提供する必要がある。

土屋大洋(主任研究員)

出張報告

バングラデシュの情報化を阻む政治対立

土屋大洋（主任研究員）

2月半ばにバングラデシュのダッカを訪れた。行くことになってから知ったのだが、バングラデシュに関するガイドブックは日本で1冊も出ていない。かの『地球の歩き方』にも入っていない。2月の末にようやく初めてのガイドブックが出るらしく、ダッカの日本人はみんなそれを心待ちにしているようだった。

ダッカというと、1977年の日本赤軍によるハイジャック事件を思い出すくらいで、全く知識のない日本人が多い。かつてバングラデシュは、1947年にインドから独立したパキスタンの一部をなしていた。しかしこのパキスタンは、インド北西の現在のパキスタンと、インド北東の現在のバングラデシュからなる、世界でもまれな「飛び地国家」だった。

しかし、西のパキスタンが東のパキスタン（バングラデシュ）を搾取したりしたため、バングラデシュは1971年に独立を勝ち取った。バングラデシュは独立30年の新しい国ということになる。

残念ながら独立後もバングラデシュ政治は安定していない。世界の最貧国として位置づけられているのも、政治の不安定による経済開発の遅れが背景としてある。初代の大統領、二代目の大統領ともに暗殺されてしまった。その初代大統領の娘が現在の首相であり、第二代大統領の妻が野党の党首である。政治制度の変更に伴って政治の実権は大統領から首相に移り、与党のアワミ連盟（AL）と野党のBNP（バングラデシュ民族主義党）が激しい政治闘争を続けている。

私がバングラデシュを訪れたのはJICA（国際協力事業団）の調査で、デジタル・デバイド解消のためにODAがどのような役割を果たせるかを調べることであった。日本からは直行便がないため、タイ

のバンコクで行きと帰りに1泊ずつし、バングラデシュには5泊6日の予定であった。

ダッカ到着の当日と1日目は無事に調査ができた。バングラデシュ政府にも日本政府のIT支援策は伝わっておりいくつかの点で支援を求められたが、我々の調査は基礎的なものでプロジェクト形成のためではなかったため、話を聞くにとどまった。

しかし、民間の若手の人たちはそうした海外からのIT援助に否定的だった。あるパソコン教室に行ってみると、米国と全く同じテキストを使い、英語のOSを使ってトレーニングが行われているという。ここでパソコンとインターネットを習い、米国とオンラインでつながった部屋で試験を受けて合格すると、米国でも通用するマイクロソフト社やオラクル社の認証がもらえるという。このパソコン教室を運営する会社にとって援助は必要なく、それより先政府の腐敗が問題だと指摘していた。

別のソフトウェア会社に行くと、米国帰りの社長が最先端のオフィス・ビルで、若いエンジニアたちを鼓舞している。そのビルは、米国のシスコ・システムズ社が設計した光ファイバのネットワークでつながっている。このビルだけをとってみれば先進国と遜色ないシステムである。彼の会社にとっても援助は必要ないという。

こうした若い人たちの心意気に感心しながらも、やはりインフラの貧弱さは気になった。ホテルからローミング・サービスを使ってのダイヤルアップも、トラブル続きでなかなかつながらない。独占電話会社のBTTBの資料によれば、国際回線も細すぎるようだ。不思議なことに、バングラデシュの国別ドメインである「.bd」の管理ができていないらしく、世界

共通に使える「.com」や「.net」をみんな使っている。

我々の調査は「ハルタル」と呼ばれるゼネストによって中断されてしまった。2月13日(火)のハルタルは、野党4党の呼びかけによるものだった。残念なことに、この日、警官を含む5人が亡くなってしまった。すると、14日(水)も15日(木)もハルタルだということになってしまった。

ハルタルの日は、一般市民は外に出られず、ビジネスも学校も休みになってしまう。おまけにイスラム国家のバングラデシュでは金曜日と土曜日が休みだ。火曜日から土曜日まで日本人以外の現地の人には会うことができず、調査は中途半端なものになってしまった。

いわゆる政治的安定という意味の「グッド・ガバナンス」を、援助国側が援助供与の条件とすることもあるが、援助国が被援助国の政治に口を出すのは政治的に難しい問題である。動きの速い情報技術の分野で援助をすること自体が難しいのに、さらにそうした政治問題に巻き込まれれば、援助活動は遅々として進まないことにもなりかねない。与党と野党の間には政策的な違いはあまりなく、独立以来の政治闘争が続いているだけである。この政治の問題をバングラデシュ自身が解決できなければ、援助は日本にとってもバングラデシュにとっても無駄になるおそれがある。バングラデシュの政治指導者の自己変革が何より必要である。

GLOCOM月報『智場』No. 63

発行：学校法人 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター
〒106-0032 東京都港区六本木6-15-21 ハークス六本木
Tel. 03-5411-6684 Fax. 03-5412-7111

発行人：公文俊平

発行日：2001年3月10日

編集制作：事務局 広報チーム

小島安紀子

本山かよ

浅野 眞

